

5

広域的なネットワーク形成に向けたキーワード

1. 重層的支援体制整備事業
2. 居住支援法人・居住支援協議会
3. 地域移行支援事業

51

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の対象者

（地域移行支援）

- 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院、矯正施設等又は保護施設に入所している障害者
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者
→ 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象。
1年未満の入院者であっても、例えば、措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とする者や地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者なども対象となる。
※ 地域移行支援の支給決定主体は、障害者支援施設等に入所する者と同様に、精神科病院を含め居住地特例を適用。
（入院・入所前の居住地の市町村が支給決定）

（地域定着支援）

- 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
 - ・ 居宅において単身で生活する障害者
 - ・ 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
→ 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等
- グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については、対象外。
- ※ 地域相談支援の給付決定に当たっては、障害支援区分認定調査に係る項目を調査（障害支援区分の認定は不要）
ただし、国庫補助事業支援対象者については調査を実施しないことも可。（更新時は調査が必須）

（H27.3.7 主管課長会議資料抜粋）

地域定着支援の給付決定に際して、地域移行支援を利用していない障害者や家族と同居している障害者を一律に給付対象外として運用している自治体が見受けられるが、いずれのケースも地域定着支援の給付対象となり得ること、また、地域定着支援は必ず1年間しか利用できないと認識している自治体もあるが、緊急時等の支援体制が必要と見込まれる場合には更新が可能（更なる更新も可能）であることから、各自自治体においては、本人の意向や心身の状況、同居家族の状況等を十分に勘案の上、適切な運用に努められたい。

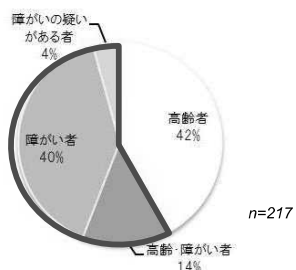
52

矯正施設を出所した障害者に対する支援の必要性

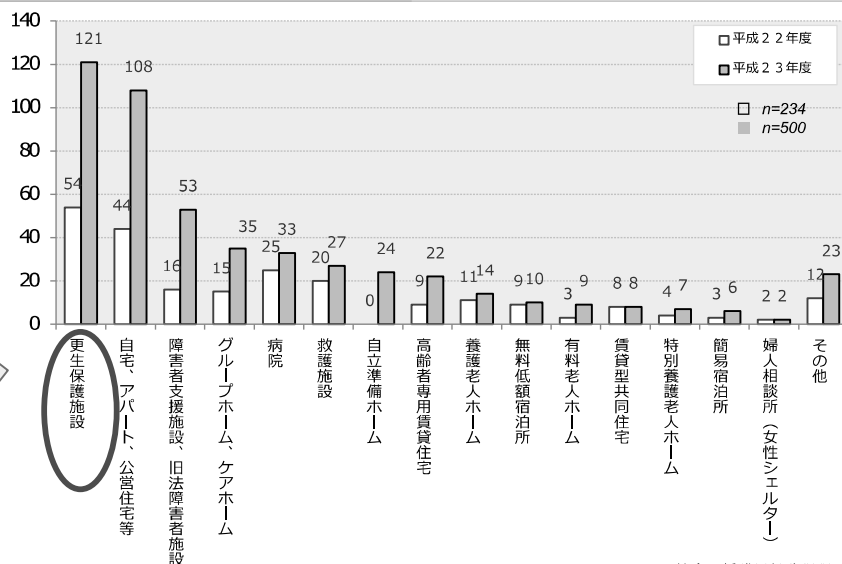
- 矯正施設を出所した障害者については、矯正施設出所後の一定期間、更生保護施設などを利用するケースが少ない。
- 地域生活定着支援センターの支援対象者のうち更生保護施設が受け入れた者の内訳をみると、約6割が障害者(障害の疑いのある者を含む)となっている。

(参考)地域生活定着支援センターの支援を受けた者の帰住先実績

地域生活定着支援センターの支援対象者のうち更生保護施設が受け入れた者の内訳



一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会調べ



社会・援護局総務課調べ

地域生活定着支援センターと地域移行支援事業者の連携のイメージ

矯正施設入所者(特別調整対象者)

地域生活定着支援センター

- ・本人との面接等により、心身の状況等についてアセスメントを実施

- ・地域移行支援事業者による効果的な支援が期待される障害者の支援に関して関係機関等からなる会議を開催し、支援方法等の共有を図る

- ・適宜、ケース会議や合同支援会議等を開催し、関係者間で必要な情報を共有
- ・矯正施設等や保護観察所との連絡調整
- ・住居の確保等に関する地域移行支援事業者への協力

相互に連携

地域移行支援事業者

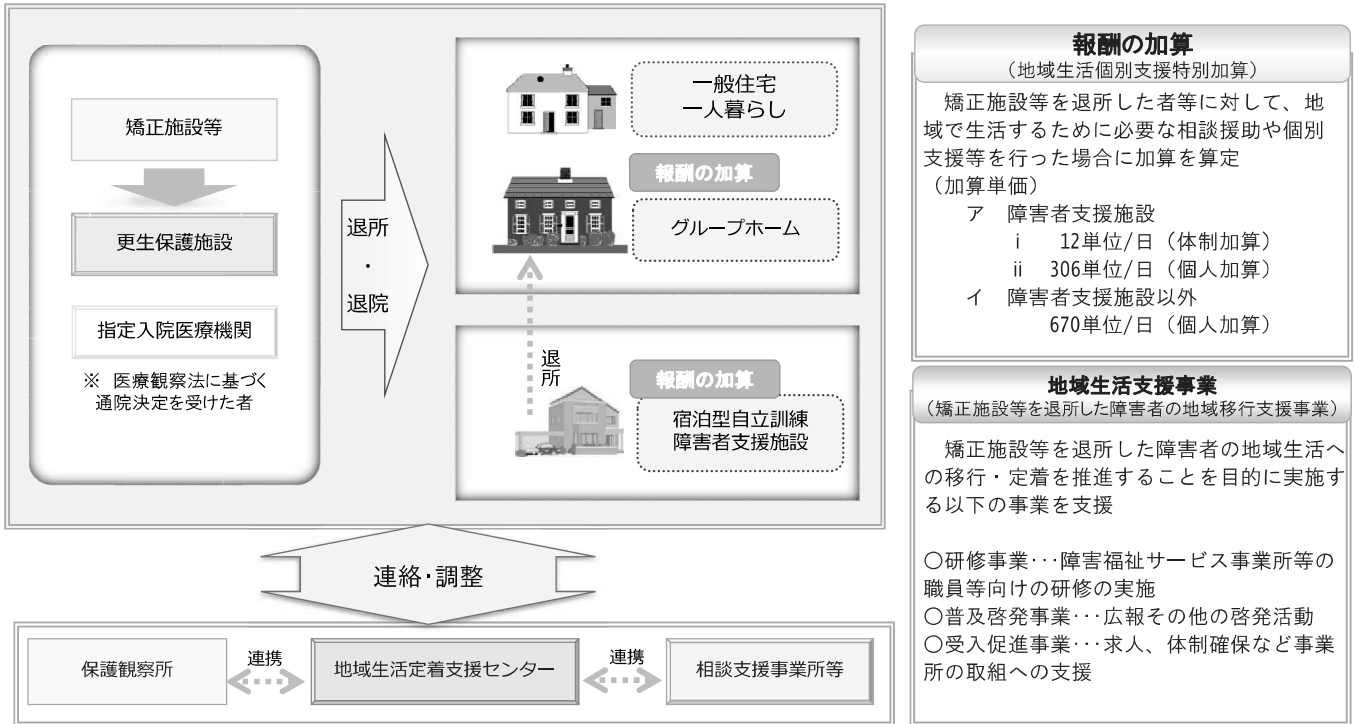
保護観察所が開催する連絡会議や地域生活定着支援センターが実施する合同支援会議等に参加

- ・地域移行支援の利用の意思が明確になった段階で地域相談支援給付決定の申請に関する援助を実施
- ・計画作成会議を開催し、地域移行支援計画を作成

- ・障害福祉サービスの体験利用や1人暮らしの体験宿泊、公的機関への同行支援の実施
- ・福祉サービス等利用の受け入れ調整、住居の確保等の支援

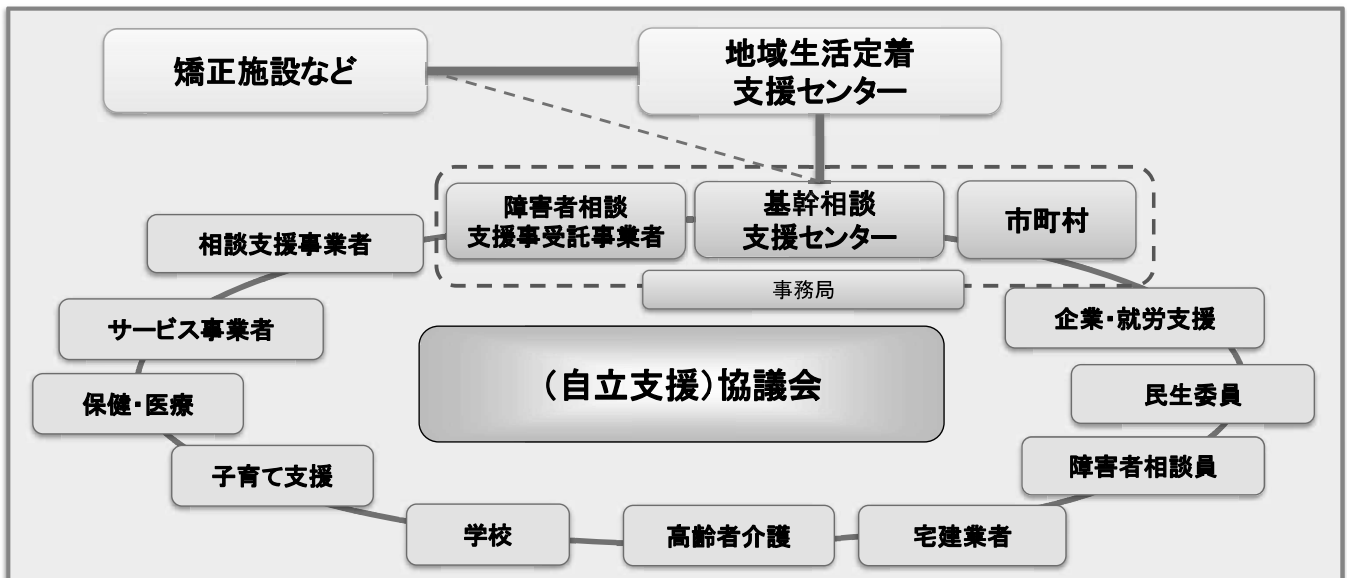
矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援

矯正施設を退所した障害者等の地域生活への移行を支援するため、グループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、支援を行った場合には、報酬上の加算（「地域生活移行個別支援特別加算」）で評価している。また、都道府県が実施する罪を犯した障害者等の特性や支援方法など障害福祉サービス事業所等の従事者の専門性の強化を図るための研修等の開催を地域生活支援事業により支援。



障害福祉サービス等を活用した地域での支援

- (自立支援) 協議会を活用した矯正施設等から退所し、地域での暮らしを希望する障害者を受け止めるための支援システム構築の必要性
 - 基幹相談支援センター（協議会事務局）と地域生活定着支援センターの連携
 - 支援の担い手となる地域の事業者等との課題の共有
 - 支援システム構築に向けた検討
 - 地域における関係機関・事業所の連携体制の確認及び必要な支援の開発



令和2年度全国地域生活定着支援センター協議会 中国四国ブロック研修会

講義 「SAT-Gライトを活用したギャンブル等依存症支援」

講師 島根県立心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志 氏

1. ギャンブル等依存症の基礎知識

「ギャンブル等依存症」は、平成30年に施行されたギャンブル等依存症対策基本法において、「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」とされる。アメリカ精神医学会が作成する医学的な診断基準（DSM-5）では、「ギャンブル障害」とされ、「ギャンブルをするために嘘をついたことがある」「ギャンブルをするために借金をしたことがある」などが診断基準として挙げられている。

また、久里浜医療センターの調査によれば、国内の成人の約0.8%（70万人）にギャンブル等依存が疑われるとしており、決して珍しい問題ではないことが分かる。

2. ギャンブル等依存症支援の考え方

ギャンブル等依存症支援の原則は断ギャンブル（ギャンブルをやめること）であるが、ハードルを高くして当事者が脱落するよりも、本人の回復を信じ、本人が受け入れられるハードルを支援者とともに探ることで支援からの脱落を防ぐことが重要である（ハームリダクションという考え方）。

3. SAT-Gライトの使い方

「SAT-G」はギャンブル等依存症に特化した支援プログラムであり、ワークブックの内容を当事者が支援者とともに取り組むことでギャンブルから離れた生活を続けるための具体的な方法を学ぶ。「SAT-Gライト」は「SAT-G」の簡易版（プログラム全3回）であり、ギャンブル等依存症の背景に他の精神疾患（障がい）やパーソナリティの問題がある当事者であっても分かりやすく内容を理解できるものとなっている。

当事者は、支援者とワークブックを読み進め、ギャンブルを再開してしまうきっかけ（引き金）やギャンブルの欲求を断ち切る方法について、ワークブック内の該当する項目にチェックをつけたり、記入することで当事者自身ができる対処の気づきを得られるようになっている。

プログラム	主な内容
第1回	ギャンブル問題の整理・目標の設定
第2回	引き金から再開にいたる道すじと対処
第3回	正直さと仲間の大切さ

（島根県立心と体の相談センター編集「SAT-Gライト」より）

令和2年度 厚生労働省 社会福祉推進事業
一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

第10回 九州ブロック専門研修会（オンライン開催）

対話の時代～協働への道筋～

資料集

日 時：令和2年12月3日（木） 13：30～17：00

12月4日（金） 9：00～12：10

開催方法：オンライン開催

主 催：一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

（担当：公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会 鹿児島県地域生活定着支援センター）

後 援：福岡矯正管区・九州更生保護委員会・九州地方更生保護施設連盟

一般社団法人
全国地域生活定着支援センター協議会 九州ブロック専門研修会

開催要綱

1. 開催趣旨

平成21年度からスタートした「地域生活定着支援センター」事業は、いま新たな10年に向かって動いています。

これまで、地域生活定着支援センターの地域での実践的な積み重ねや研修を通して、その取り組みが徐々に地域の皆様に理解されるとともに、司法、福祉、医療、その他関係機関、支援者のご理解ご協力のもと支援体制の構築が図られてきました。また、地域生活定着支援センター職員として、罪を犯した障害者・高齢者と向き合う上での理念を明確化し浸透させていくことは必要不可欠であり、さらなる資質の向上、高いソーシャルワークのスキルが求められています。

そこで、相談支援の専門職として、生きづらさを抱えた人たちや関係機関、地域の方々と向き合い、より良い支援を行なっていくために、対象者への支援技術の向上と関係機関の連携を目的として、「対話の時代～協働への道筋～」をテーマに、九州ブロック研修を開催することになりました。

生きづらさを抱えた人たちが、排除されることなく安心して生活できる地域を目指して、私たち自身の知識、価値、理念、相談支援に対する思いを、今一度振り返り、新たな思いで取り組み、ともに学ぶ機会にしたいと考えます。

定着支援センター及び関係機関を対象とした本研修会が、支援の輪を広げ事業の円滑な遂行に役立つことを期待し、関係機関・事業所等の皆様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

2. 主催 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
3. 後援（予定） 福岡矯正管区・九州更生保護委員会・九州地方更生保護施設連盟
4. 日時 令和2年12月3日（木）～4日（金）
5. 会場 オンライン開催（Zoom 使用）
6. 定員 【1日目】80名 【2日目】40名
7. 参加対象者 【1日目】全国地域生活定着支援センター協議会会員・刑務所・少年院・
少年鑑別所・保護観察所・更生保護施設・自立準備ホーム
【2日目】全国地域生活定着支援センター協議会会員のみ
8. 参加費 無料
9. プログラム 別紙参照
10. 参加申し込み 別紙1「参加申込書」に必要事項をご記入の上、令和2年11月13日（金）までにメールまたはFAXにてお申し込み下さい。

研修会次第

【1日目】令和2年12月3日（木） ○専門研修

時 間	プログラム	内 容
13:00～13:30（30分）	受付・接続	
13:30～13:40（10分）	開会挨拶	豊留 満代（鹿児島県地域生活定着支援センター長）
13:40～13:50（10分）	会長挨拶	高原 伸幸 氏（全国地域生活定着支援センター協議会会長）
13:50～14:20（30分）	基調報告	テーマ「価値と倫理に基づく刑事司法ソーシャルワーク実践」 講師：山下 康 氏（神奈川県地域生活定着支援センター長）
14:20～14:30（10分）	休 憩	
14:30～16:50（140分）	基調講演	テーマ「対話の時代～他者の他者性との出会い～」 講師：竹端 寛 氏（兵庫県立大学環境人間学部 准教授）
16:50～17:00（10分）	閉会挨拶	東 和沖（公益社団法人鹿児島県社会福祉士会 会長）

【2日目】令和2年12月4日（金） ○専門研修

時 間	プログラム	内 容
8:45～9:00（15分）	受付・接続	
9:00～12:00（180分）	事例検討 ワーク ショップ	テーマ「対話の時代～“主役として生きる”を支える～」 ファシリテーター： 竹端 寛 氏（兵庫県立大学環境人間学部 准教授）
12:00～12:10（10分）	閉会挨拶	久根次 薫 氏 （全国地域生活定着支援センター協議会 九州ブロック長）

<備考>

- ・本研修は「Zoom」(<http://zoom.us/>)を使用します。
- ・インターネットに接続されたパソコン、タブレット、スマートフォン等のいずれでも参加できます。使用する予定のデバイスにあらかじめ、Zoomのアプリをインストール、ダウンロードしてください。（インストール、ダウンロードは無料でできます。また最新バージョンを使用してください。）
- ・参加にかかるデータ通信料は参加者負担となります。ご了承ください。スマートフォン、タブレット等の契約プラン内容によってはデータ制限がかかる可能性がありますのでご注意ください。

○基調報告

「価値と倫理に基づく刑事司法ソーシャルワーク実践」

山下 康 氏

(公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 神奈川県地域生活定着支援センター長)

全国地域生活定着支援センター協議会 九州ブロック専門研修会

< 基調報告 >

価値と倫理に基づく刑事司法ソーシャルワーク実践

2020年12月3日 オンライン研修
神奈川県地域生活定着支援センター長 山下康

司法分野における社会福祉士に関する主な動きと地域作り

- 平成15年12月・・・獄窓記、18年1月・・・下関駅放火、18年から20年研究事業
 - 平成18年10月 刑務所15庁27, 024人への実態調査(法務省)
 - 平成19年 4月 矯正施設に社会福祉士の配置モデル事業(法務省) 20年4月より8名配置開始
 - 平成19年 7月 定着支援センター職員養成全国セミナー千葉(法務省・厚労省)
 - 平成20年 4月 第2回定着支援センター職員養成全国セミナー千葉
 - 平成21年 1月 定着支援センターモデル事業・長崎(厚労省)
 - 平成21年 4月 62刑事施設・3少年院に社会福祉士の配置(法務省)
 - 平成21年 4月 指定更生保護施設全国57か所福祉専門職配置(現在は71施設77名の福祉職員が配置され社会福祉士はは約半数)
 - 平成21年 7月 定着支援センター事業スタート
 - 平成23年 4月 最高検察庁に「検察改革推進室」設置(知的障害者専門委員会) 田島良昭氏参与に
 - 平成24年 3月 全国に定着支援センター設置完了(48か所)
 - 平成25年 1月 東京地方検察庁に社会福祉士配置
 - 平成25年 4月 弁護士・社会福祉士の連携モデル事業(日本士会・大阪・神奈川)
 - 平成26年 4月 弁護士会・地方検察庁と社会福祉士の連携モデル事業(日本士会・大阪・横浜・札幌)
 - 平成25年10月 仙台地検 12月札幌地検 以後各地検へ社会福祉士の配置広がる
 - 平成26年 6月 12矯正施設へ福祉専門官(常勤) 配置 28年4月 横浜地検 **平成27年9月新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン**
 - 平成28年12月 **再犯の防止等の推進に関する法律 平成29年2月「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現**
 - 平成29年12月 再犯防止推進計画
 - 令和 2年 3月 **入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会報告(法務省・厚労省) 6月社会福祉法改正可決・成立(地域共生社会実現)**
 - 令和 3年 4月 定着支援センター入口支援予算化(厚労省概算要求・8,3億→19億) 地域共生社会の実現に向けた地域作り **重層的支援体制整備事業・相談、参加、地域作り、断らない包括的な伴走支援体制の構築**
- 令和3年度より社会福祉士養成課程における教育内容の見直し導入される。地域共生社会の実現を推進しソーシャルワーク実践能力の苦情を目指す。
現在の「更生保護」15時間を「刑事司法と福祉」30時間に改定。(司法福祉分野における人材育成につながる)

3-1-4-17表 刑事施設における社会福祉士等の配置施設数の推移

(平成16年度～31年度)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
社会福祉士	8	8	62	67	67	67	67	69	69	70	70	70	69
精神保健福祉士	2	4	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
福祉専門官	12	26	34	39	48	56

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 PFI手法により運営されている施設を除く。

3 社会福祉士及び福祉専門官の配置施設数は、支所を含む。

7-3-1-8表 刑事施設・少年院における社会福祉士等の配置施設数の推移

(平成20年度～29年度)

区分	矯正施設の別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
社会福祉士	刑事施設	8	62	67	67	67	67	69	69	70	70	70
	少年院	…	3	3	3	5	5	12	16	16	18	18
精神保健福祉士	刑事施設	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	少年院	…	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
福祉専門官	刑事施設	…	…	…	…	…	…	12	26	34	39	48
	少年院	…	…	…	…	…	…	…	2	2	2	3

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 刑事施設は、PFI手法により運営されている施設を除く。

各分野への社会福祉士等の配置

☆地域生活定着支援センター 47都道府県48か所

→約200人（全定協名簿から拾う・経験3年未満のスタッフが7割）・・・新年度全国で増員見込み

☆更生保護施設 全国103か所 更生保護法人100 社福・NPO・社団各1

→77名中40名程度が社会福祉士

☆矯正施設など 刑務所・医療刑務所・少年刑務所・少年院・医療少年院など

→149名+PFI（4か所・約10名）

☆検察庁 内部非常勤雇用型・登録型・契約型など

→約60名以上

☆矯正管区 東京と大阪

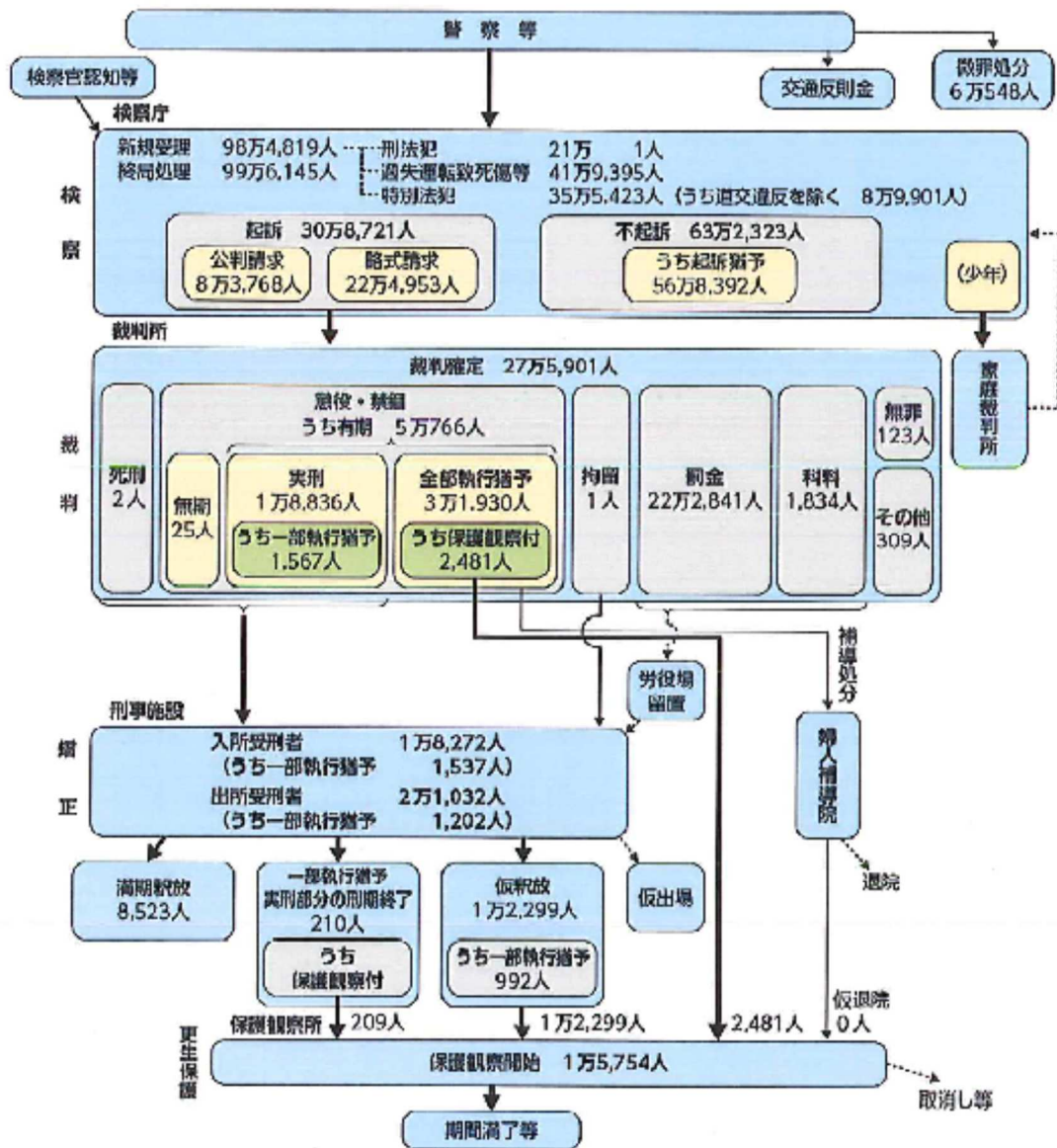
→2名

☆（保護観察所社会復帰調整官、保護観察官・刑務官・弁護士・警察官・検察事務官等の有資格者）

～刑事司法福祉の分野で働く社会福祉士等（ソーシャルワーカー）は約500名に迫る状況。

犯罪者処遇の概要

(平成30年)



[裁判]

- ・裁判確定人員 前年比7.8%減 (平成元年の約5分の1)
- ・裁判員裁判 第一審判決人員 1,027人
- ・全部執行猶予者の保護観察率 7.8% (前年比0.3pt低下)

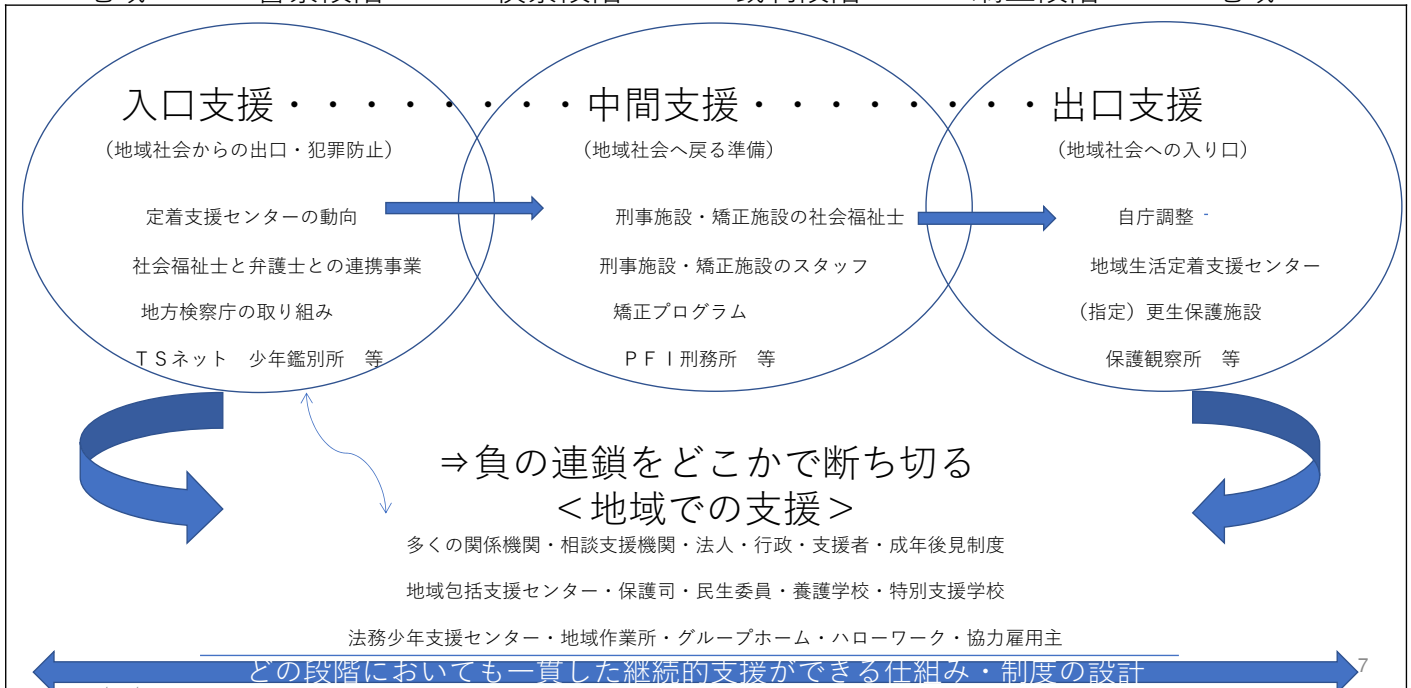
[矯正・更生保護]

- ・入所受刑者人員 前年比5.5%減 (戦後最少を更新)
- ・刑事施設の年末収容人員 4万4,186人 (受刑者, 前年末比5.4%減)
収容率 (既決) 63.3% (前年末比3.6pt低下) 女性は, 75.6%
- ・仮釈放率 58.5% (前年比0.5pt上昇) 平成期で最も高い

<トータルな支援の全体像>

刑事司法手続きのあらゆる段階において支援の仕組みが必要

地域 → 警察段階 → 検察段階 → 裁判段階 → 矯正段階 → 地域 →



2020/11/30

ソーシャルワークのグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

ソーシャルワークのグローバル定義

「グローバル定義」改定の10のポイント（社専協より）

1. ソーシャルワークの多様性と統一性
2. 「先進国」の外からの声の反映
3. 集団的責任の原理
4. マクロレベル（政治）の重視
5. 当事者の力
6. 「ソーシャルワーク専門職」の定義？
7. ソーシャルワークは学問でもある
8. 知識ベースの幅広さと当事者関与
9. （自然）環境、「持続可能な発展」
- 10 社会的結束・安定

ソーシャルワークの価値と倫理

- ソーシャルワーカーの主な業務は相談援助を行うことである。そしてその根底にはソーシャルワーカーの価値観がなければならない。そのうえで知識と技術をもった実践がある。
- ソーシャルワーカーが専門職として身に着ける価値とは、権利擁護の視点と、全ての人間は平等であり、人間としての尊厳を有し、かけがえのない存在として尊重されるという価値である。
- ソーシャルワーカーが援助を行う時、指針とする専門職の価値と倫理がある。それは人間の尊厳、社会正義など専門職の価値とそこから導かれる倫理である。
- ソーシャルワーカーは自己覚知やスーパーバイズを通して、まず自己を理解し自らの基準でクライアントを審判することなく（パターナリズム）互いの価値観を尊重しながら目の前の一人の個人に向き合い理解していく作業である。
- ソーシャルワークの価値と倫理は倫理綱領として明文化されている。これは人間観と社会観を集約したものである。

刑事司法とソーシャルワークについて

- 日本の刑事司法システムは、警察、検察、裁判所、刑務所、保護観察で構成されている。
- 社会福祉士・精神保健福祉士はこれら機関の中に入って、多職種及び他機関と連携しながら権利擁護の実践を行っている。
- 犯罪という意思表示により刑事司法システムに乗ってくる人の多くは、障害や認知症、経済的貧困や社会的孤立など様々な理由が潜んでいることが多く、犯罪に焦点を当てるのではなく、こういった背景を理解していくソーシャルワーク実践がなければ安心した地域生活につなげることはできない。
- 社会福祉は、高齢、障害、児童、病院、地域、教育などの領域が実践の場ではあるが、現在は刑事司法領域に広がりを持ち、地域福祉の視点をもったソーシャルワーカーがかわり、地域福祉の課題としてとらえることが必要になってきている。
- 同時に刑事司法手続きなどの知識を身に着ける必要がある。
- そして刑事司法の分野に精通したソーシャルワーカーの存在と育成が必要。

ソーシャルワーカーは新しい支援の仕組みを提案する時期に来ている！

ソーシャルアクションは私たちの使命！

自分の居場所がある社会に変えよう！

○ソーシャルワーク実践としての権利擁護の視点を

○権利侵害から権利を擁護し自己決定へ促す実践を

○ソーシャルワーカーの視点と援助を

ミクロ → つながり メゾ つながり ← マクロ

個人・家庭

地域・組織

国・法制度

個別支援

地域生活支援

制度サービス

地域社会での生活

○基調講演

「対話の時代～“他者の他者性”との出会い～」

竹端 寛 氏

(兵庫県立大学 環境人間学部 准教授)

○講師プロフィール○

兵庫県立大学 環境人間学部 准教授

竹端 寛 (たけばた ひろし) 氏



1975年、京都市生まれ。大阪大学人間科学部、同大学院人間科学研究科博士課程修了。博士（人間科学）。山梨学院大学法学部政治行政学科教授を経て、2018年4月から現職。専門は福祉社会学、社会福祉学。

主著に『権利擁護が支援を変えるーセルフアドボカシーから虐待防止まで』（現代書館、2013年）、『枠組み外しの旅ー「個性化」が帰る福祉社会』（青灯社、2012年）、『「無理しない」地域づくりの学校ー「私」から始まるコミュニティワーク』（ミネルヴァ書房、共編著、2017年）、『「当たり前」をひっくり返すーバザーリア・ニィリエ・フレイルが奏でた「革命」』（現代書館、2018年）など。

対話の時代

他者の他者性との出会い

兵庫県立大学 環境人間学部

竹端寛 (たけばたひろし)

bata@shse.u-hyogo.ac.jp

Twitter: takebata

<http://www.surume.org>

自己紹介

- 1975年 京都市生まれ
- 大学院時代に公立精神病院でフィールドワークをしていて、PSWの魅力的な仕事に出会い、ソーシャルワーカーを研究するようになる
- 20年ほどNPO大阪精神医療人権センターのボランティアとして関わり、草の根アドボカシーの威力を知る
- アメリカの権利擁護システム、スウェーデンの脱施設化やノーマライゼーション、イタリア・トリエステの精神医療など、日本の「当たり前」と違う仕組みも学ぶ
- 「社会を変える前に、私から変わっていく」ことの大切さに気づき、著作や研修でも、この部分を中心としたテーマを取り上げている

学び: フィードバックに基づく行動変容

- 学びの3段階プロセス
 - ①自分の行為のすべてを注意深く観察せよ
 - ②人の伝えようとしていることを聞け
 - ③自分のあり方を改めよ
- ①自らの言動を「注意深く観察」する中で、「内省」が出来ているか？
- ②他者との「対話」を通じて、自分が何を「わかっていないか」に気づけるか？
- ③「わかったふり」をせず、「わからないこと」を誠実に他者と共に探求できるか？

詳しくは→安富歩『ドラッカーと論語』東洋経済新報社に

話し合いのグランドルール①

- 同じ意見、だけでなく、違う・異なる意見も大切に扱うこと
- 話すことと聴くことを分ける。コメントは後にして、まずは安心して話せる場を作る。(リフレクティブな構造を用いる)
- 参加者がその場に差し出した内容に従う。参加者がテーマにした話題や言葉遣いをより重視する。
- みんなが一人称で話す
 - 「一般論」をしゃべろうとはしない

話し合いのグランドルール②

- 相手の反応を引き出すために、**開かれた表現**や**語り口**を大切にする
 - “これってこういうこと”と決めつけない
- 「**今とここ**」(here and now)に集中する
 - あらかじめ決めた目標に話を誘導したり、過去にこだわらない
- **一緒に次のステップに行くための具体的な計画**を目指す
 - “普遍的な”包括的な説明を目指さない

同じ見方ではなく、 より豊かな視点・とらえ方を目指す

- 対話の前
 - それぞれ**異なった独自の見方**
- 対話の後
 - **異なってはいるがより豊かになった独自の見方**
 - 参加者それぞれが**協働作業に占めている位置のみならず、様々な立ち場についてのよりよい理解**

集合的なモノローグ(独り言)

- 自分の言いたいことを話すけど、相手の話を聴こうとしない・聞く余裕がない
- それは二者間でも、あるいは多職種連携でも、職場内の会議でも、しばしば起こっている
- 自分の価値観を表明する(護る)のに必死で、相手の価値観とのズレについて「聞こえない・気付かない・わかったふり」をする
- その場で交わされるのは、当たり障りのない「会話(おしゃべり)」か、責任の押し付け合いとなる「議論」となり、対話ではない。
- モノローグは袋小路や悪循環と親和的

創造的なダイアログ(対話)

『オープンダイアログ』セイックラ&アーンキル著、日本評論社

- 「水平の対話」と「垂直の対話」を重ねる
- 「水平の対話」・・・そこにいる全ての人の話を聴きながら、主題とされているテーマについて、糾弾や断定ではなく、「ともに考え合う」姿勢
- 「垂直の対話」・・・自分自身の「内なる声」と対話する。話されている中身を、自分自身の経験や感情と照らし合わせながら、自分事として受け止め、感じる事を言葉に出してみる
- 二つの対話が重なったところで、これまで思ってもみなかった「意外な展開」が始まる

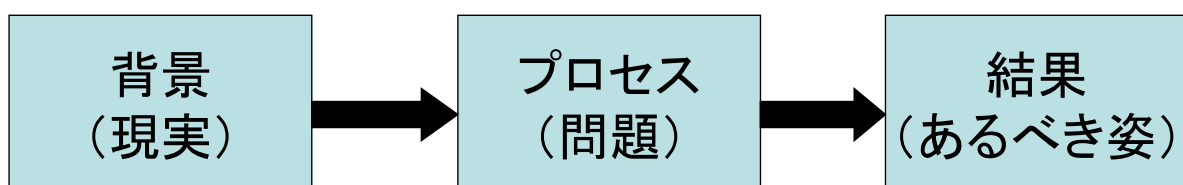
連携の3類型

1. 共通の使命(mission)を重視した、ネットワーク型の連携
2. 自分たちの利益になるからつながる(営利・メリット重視型)の連携
3. “いやいや” (強いられる)連携
 - 私たちは、どの種類の連携を、何のためにしようとしているのだろうか？

出典: Glasby&Dickinson (2008) *Partnership working in health and social care*, Bristol: The Policy Press. (一部改変)

「問題」=「あるべき姿」-「現実」

- 自分たちは、利用者のために何を達成すべきと考えているか(結果)
- 現在提供している支援・サービスでは、上記目標達成のためにどの程度のことが出ているか(背景)
- 結果的に、目標達成のために開発すべき構造(システム)とはどのようなものか(プロセス)



出典: Glasby&Dickinson (2008) *Partnership working in health and social care*, Bristol: The Policy Press. (一部改変)

モヤモヤその1

- 関係機関との**意見、考えの違いをどうすり合わせていけるか**にモヤモヤを感じます。
 - 関係機関の中には、特別調整を受ける対象者は、こちら側（支援する側）の言った通りにすれば良いんだ、言うことを聞けば良いんだ等と話す人がいたり、初めから施設への入所ありきで話を進めていったり、など、支援の型にはめ込もうとしてしまう支援者とのズレを感じます。
- 多分野連携について
 - 福祉や司法、医療の関係者とは多機関連携できているが、教育や地域関係者(民生委員や企業、自治体)等との関係性が十分できていなかった。**当該関係者との連携を強化したいと考えているが、その方法論が定まらず、調整に時間を要している。**

「困難事例」の捉え直し

- 「問題」=「あるべき姿」-「現実」
- この公式で困難事例を捉え直すと・・・
 1. 抱え込んでいたケースを他人に開く(現実共有)
 2. その中から共通の論点を探り出す(論点整理)
 3. 論点整理された「現実」を共有した上で、地域支援の「あるべき姿」を共有する(個別課題から地域課題への変換)
 4. 個別支援の解決だけでなく、他の事例への応用もめざす(事後救済型から事前予防型への転換)
- 「困難事例解決」+「現実の変化」
→「あるべき姿」

連携を考える際に必要なこと

- **付加された価値**・・・一施設・機関だけでは達成出来ない「何か」を達成することが出来る
- **互酬性**・・・お互いに利益になる関係、あるいは考えられるリスクや不利益のわかちあい
- **公的かつ継続的な関係**・・・連携やパートナーシップは「旅」のようなもの。どこに導かれるかはわからないが、関係する機関は自分たちが一緒に「旅」をしている、という意識が必要。
- **利用者中心主義**・・・連携の善し悪しは多くの場合、利用者評価に基づく
- **自発性の原則**・・・いやいや連携では意味がない
- **連携は善か？**・・・「デメリット」を意識出来るか？

出典: Glasby&Dickinson (2008) (一部改変)

陥りがちなポイント

- **一個人・組織の限界**・・・「取るべき責任」と「取れるはずのない責任」を区別できているか？
- **押し付け合い**・・・自分(自組織)の「利益」は独り占めしながら、リスクや不利益だけ他人(他機関、地域包括・・・)に押しつけていないか？
- **非公式のその場しのぎな関係**・・・自分が知っている範囲内で自閉的になり、他機関と共に未知の世界への「旅」に躊躇してはいないか？
- **支援者中心主義**・・・利用者の評価よりも支援者中心(儲け、上司の圧力、面倒・・・)に左右されていないか？
- **非自発性**・・・「いやいや連携」以外に連携してる？
- **独善的**・・・他者の目で自身の支援を評価・検証出来ない。それが怖い。

アセスメントとは何か？

- アセスメント＝①情報を収集して、②その内容を分析し、③解決を目指した評価すること
- ①どのような情報を収集するか、②その上でその情報をどう分析するか、で、③解決を目指した評価は大きく異なる可能性がある
- 質的・量的情報という**事実に基づき、特定の評価＝価値観の形成**に参加している
- つまり、アセスメントするあなた自身の価値観が①②③に反映される、ということに、自覚的か？

認知症の母に暴力を振るう統合失調症の息子、 という家族への二つのアセスメント

- ①息子は**以前から母に暴力を振るってきたという「前例」**もあり、②息子は近所の人やケアマネの説得にも**応じない**ので今後も暴力が継続する可能性があるとして分析し、③**母の入所施設への分離や息子の入院**を検討する
- ①息子は母親思いだが**母になじられると暴力が制御できない「特性」**があり、②**母の介護以外の「役割・誇り・責任」が無いこと**に焦りを感じているとして分析し、③**ヘルパーを増やす一方で息子の就労支援**を検討する

誰の、何をアセスメントするのか？

- 母…暴力を受ける被害者、だが、なぜ息子をなじっているのか？ 母の持つ強みとは？
- 息子…暴力を振るう加害者、だが、なぜ母親思いなのか？ 息子の持つ強みとは？
- 母と息子…どのような相互作用での「悪循環」がなされているか？
- ケアマネ…母や息子にどのような感情や価値観を抱いているのか？ そのことに自覚的であるか？ 「精神障害者＝何をしでかすかわからない、怖い人」という前提がないか？

価値観の異なる対象者と向き合う

1. 私はこの対象者に対して、いつもと違う反応をしているか？
2. その反応は何？ 私が対象者に抱く感情は？
3. この対象者の価値観は一体何か？
4. 同じような事柄に、私が抱く価値観とは？
5. 対象者がなぜこの価値観を持つに至ったか、その理由を理解できるか？
6. お互いの価値観の違いを乗り越える為に、自分には何ができるか？
7. どうしても受け入れられない時にはどうする？

モヤモヤその2

- 連携する支援者と同じ視点や方向性を共有できず、「**分かり合えないなあ**」「**何で分からないのだろうか**」というもどかしさ、そして、それを打破できずに**あきらめモード**になってしまう自分の無力さを痛感する。
 - 例えば、「～だから、施設入所」「～だから、単身生活はできない」「～だから、精神科病院入院」と支援者側が本人のことを安易に決めつけることに違和感を感じ。権利擁護ではなく、権利侵害なのではないか...と。そのような場面でお互いの考えを語り合うことで新たな気づきを得て、協働の道筋が見出せることもあるが、いくら話し合いを試みても相手の意図が分からず、こちらの伝えたいことも分かってもらえず、結局は「**この人（たち）とは分かり合えない**」「**話し合っても無駄なんだな**」と**あきらめモード**になってしまうこともある。このように、「全く分かり合えない（と感じる）相手」と連携、協働するために私がなすべきこととは何だろうか。モヤモヤ....。

問題の「外在化」という魔法

(デンボロウ『ふだん使いのナラティヴ・セラピー』北大路書房)

人が問題だ	人が問題ではない。問題が問題だ。
彼は悪い子だ。	トラブルはしつこくその子につきまわっている。
ルーシーは抑うつ的な人だ。	ルーシーは母親が亡くなってからというもの、うつという霧の中にいると言う。
私は役立たずだ。	無力感が最も強くなるのは、教室にいるときだ。
ビルは統合失調症だ。	ビルが言うには、統合失調症の敵意ある声は彼に価値がないと説得しようとする。
私たちのコミュニティは絶望的だ。	このあたりに希望は見当たらないかもしれない。特にコミュニティでこんなにも多くの喪失があったときには。

いわゆる「ゴミ屋敷」で考えてみる①

	「客観的」「常識的」視点のあてはめ	本人の内在的論理に寄り添った視点
目標	「ゴミを溜める人が悪い」という普遍・客観の視点を押しつけ、態度変容させることが目標。	その人はなぜ「ゴミを溜める」のか、という具体・個別の物語を理解した上で、それに変わる物語を形成しなおすことが目標
視点	「ゴミをキレイにする」という唯一の正解に向けて動く。その正解に従わない対象者は自己責任か不幸。	「ゴミを溜める」理由は社会的に構成される。だから、その解決に向けて単にゴミを捨てれば正解という訳ではなく、対象者一人ひとりによって正解は多様だし、その人と周りの人が向きあう中で、問題は変容する。
重視	「ゴミを捨てればそれで良い」という必然的な(ある種の押しつけ的な)法則性に囚われる	「本人とのかかわり合い」という偶然の出会いを続ける中での可能性に賭ける

いわゆる「ゴミ屋敷」で考えてみる②

	「客観的」「常識的」視点のあてはめ	本人の内在的論理に寄り添った視点
方法	医療化と専門分化(精神病では?)	変容可能性と未分化(何が困っているのかに目を向け、受け入れる柔軟性)
着目	「ゴミを溜める人はおかしい」という時代・文化・社会関係を無視した冷たい視線	特定の時代・社会の中で、その人がどのような人間関係を作る中で、個人の内部にどんな変容があったかに着目
実践	社会的逸脱や偏見で見られていたものを「精神病」「個人的性格」のせいにして、地域社会から排除する実践	本人からみた「問題」に関する語りを読み解き、周囲と本人が共同で新しい自己物語を構成していく実践

☆あなたと連携相手は、どちらの視点？ なぜ？

人々の「語り」を重視するナラティブ

	理論	ナラティブ
目標	普遍・客観の理論の生成	具体・個別の物語を形成
視点	唯一の正解がある 「問題」「病気」は自己責任か 個人的な不幸	正解は多様だし、変容する 「問題」「病気」は社会的に構成されている
重視	必然的な法則性	偶然の可能性
方法	医療化と専門分化	変容可能性と未分化
着目	時代・文化を越えた(生物学的な)人間	特定の時代・社会 個人の内部 個人と周りの人間関係
実践	悪から病気への再定義 →社会的逸脱や偏見の対象 を「〇〇病」「〇〇障害」として、 治療可能なものにする	ナラティブセラピー →セラピストとクライアントが共同で 新しい自己物語を構成していく実践

出典:野口裕二著『ナラティブの臨床社会学』勁草書房より(一部改変)

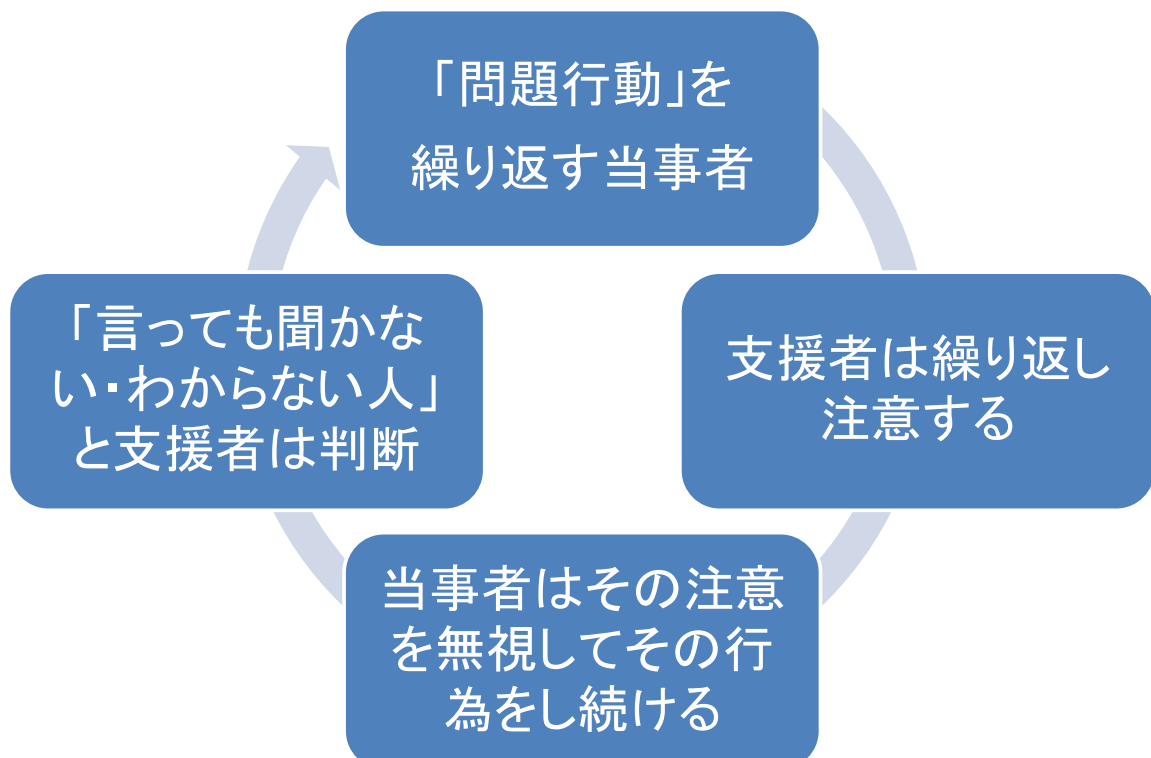
モヤモヤその3

- 施設側、病院側で対応すべきことについて定着へ相談されることが多く感じる。
 - 支援者が施設入所や病院入院をした場合に、本人に関わる直接支援(施設病院での生活、退院後に関わる生活等)に繋がる諸手続きや家族との面談についてほぼ丸投げされてしまうことがある。定着として、相談は相談として対応はしていくが、支援者がいる施設や病院側が主体となって調整をしていく場面もある。すべてを丸投げされても対応に困る場面もあった。
- 関係機関としての立ち位置や役割分担
 - 多くの相談支援機関がいる中で、どこが何の支援をするのか、定着よりも相談支援事業所がする方がスムーズではないかを感じるが、具体的に正解があるわけでもなく、自分ですることによって勉強にもなるし...というプラス点もマイナス点もあると感じるからだと思う。

悪循環とは何か

- 「悪循環とは、ある人が自身の置かれている状況を**問題のあるもの**とみなし、これを**解決しようとする行動**に出るが、この**解決行動自体がとうの問題を生み出してしまふ**という**メカニズム**を持ち、しかもこれが**反復的に繰り返されるもの**を言う。」(長谷正人『悪循環の現象学』ハーベスト社)
 - 何を「問題あるもの」とみなすのか？
 - どのように「解決しようとする行動」にでるのか？
 - その行動がなぜ「とうの問題を生み出す」のか？
 - なぜそのメカニズムが「反復」されるのか？

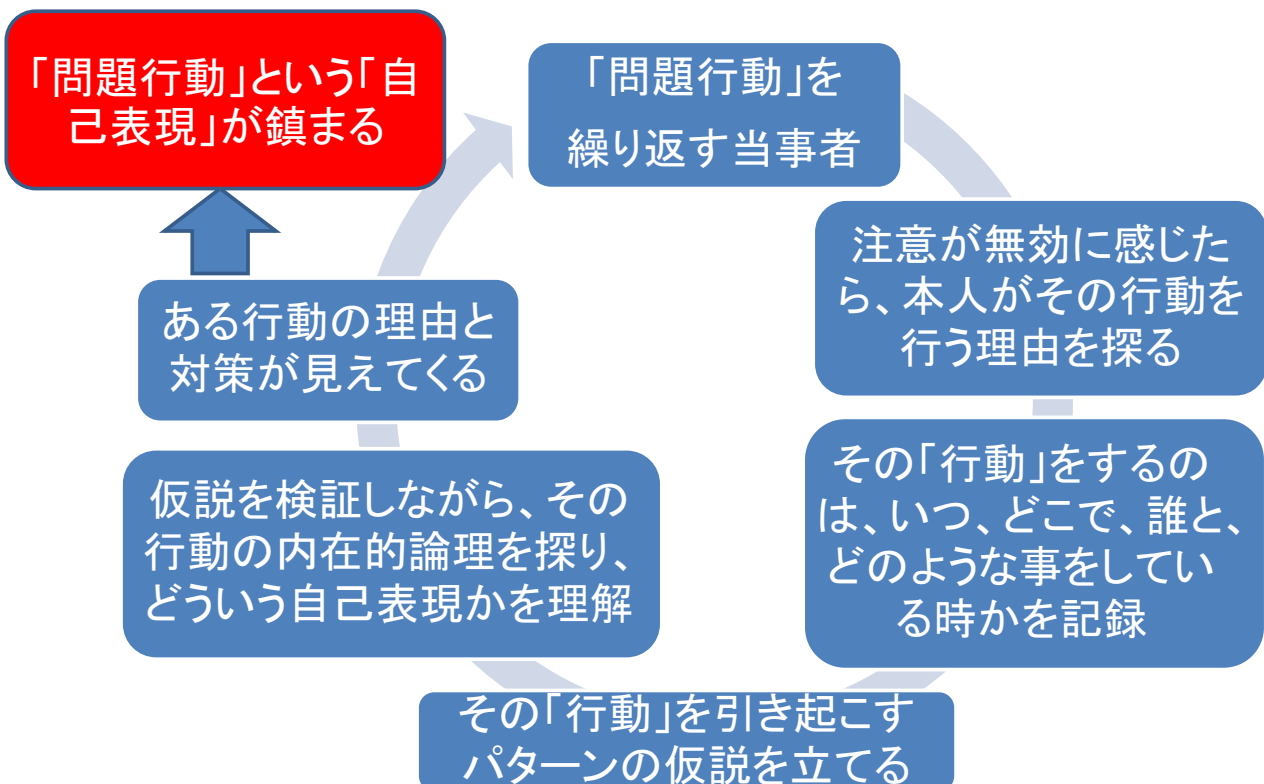
悪循環のケーススタディー



悪循環の捉え直し

- 悪循環＝「問題行動」と「偽解決」の連鎖
- 「偽解決」・・・「問題行動」を指摘・指導し、解決を目指そうとしている。だが、相手からすれば、「私」自身が、その「問題行動」を作り出し・加速化させている。
- 「問題の一部は自分自身」
- 悪循環から脱するためには、相手を変える前に、自分自身のアプローチを変えた方がよい
- 論理より、コミュニケーションに着目する

悪循環を断ち切るケーススタディー

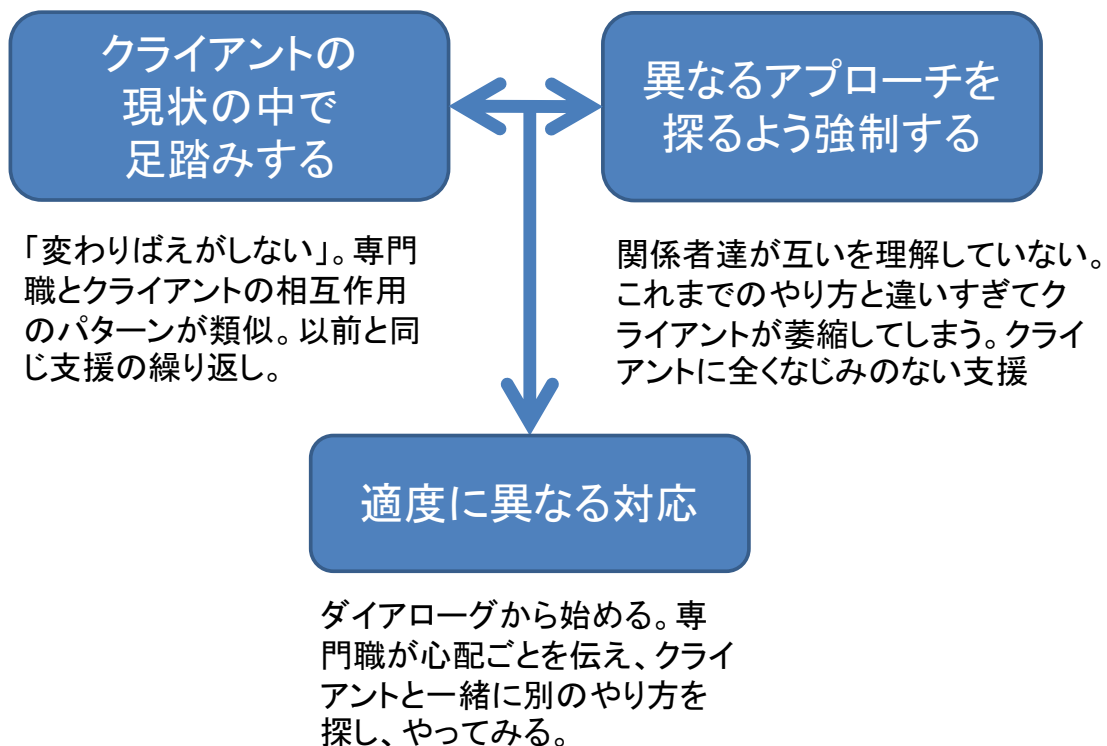


「偽解決」を越える為に

- 前提: 人と人は、わかり合えていない
- 偽解決: こちらの「常識」が「正しい」と思い込み、こちらの事情を話せば分かるはずと思い込み、話してもわからなければ、「**相手が分からず屋だ**」と決めつける。
- 変更点: だからこそ、「こちらのことを理解してもらう」前に、相手の内在的論理を理解することが必要不可欠である。
- 改善: 自分が理解されたと感じると、相手の話に初めて耳を傾ける事ができる。

適度に異なる対応

『あなたの心配ごとを話しましょう』(p61)



話すと聴く、の相互作用

- 相談される・支援する側が、まず変わってほしい
- あなたが一方的なアドバイスをするなら、私はあなたに相談する気が無くなる
- あなたが私を理解したいと真摯に聴いてくれるなら、私はあなたに話してもよいかも、と一歩踏み出す
- 心身に余裕がないと、自分から歩み寄れない
- アドバイスを一生懸命しなくても、あなたが私の不安や恐怖、苦しさを自分事として感じてくれるだけで、私の苦痛が鎮まるときもある
- 言葉を返したいなら、「それは〇〇ということですよ」と事実確認の返答で十分な場合もある

心配事をしっかり聴いてもらえる

- 「〇〇が心配だ」と「〇〇のことを心配に感じる支援者の私がいる」はどう違うだろうか？
- 相手の何かを心配する時、そう心配する私自身には、不安や心配事がないだろうか？
- まず、批判や判断もせず、じっくり聴いて、受け止めてほしい。特に余裕がない時ほど、この「じっくり聴く」が死活的に重要
- 心配事を安心して話しても良い、という場なら、私の心配事に関して、あなたはどんな心配事を感じているのか、という語りも、聴いてみたくなる

関係性の中での心配事

relational worries

- 「心配事」は、常に人と人・モノ・組織・・・などとの「関係性」の中で生じる
- ということは、「気のせい」「神経質」など、個人因子で片づけられる問題ではない
- ある人が何かを「心配している」と言うとき、その心配はどのような「関係性」の中で生じているのか、を分析する必要がある
- また、ある人の「心配事」に関わる他の人も、その人なりの「心配事」を抱えている
- つまり、「心配事」が人と人を結びつける接点

トム・アーンキル他『あなたの心配事を話しましょう』（日本評論社）

あなたと私の 「関係性の中での心配事」

- 「心配事」という接点から、あなたと私は、良い関係や悪い関係、無関係になれる
- あなたと私の「関係性のダンス」の中で、心配事は大きくも小さくもなる
- 唯一で常に正しい「正解」はない。「関係性のダンス」の中で、あなたと私が共に成功する解決策（成解）を作っていくしかない
- あなたについて (about-ness) のアドバイス・批判・査定はいらない。あなたと共に (with-ness) 考え合う私、でいてほしい

説得より納得

- 説得は、一方的・高圧的・強化的に「～すべきだ」という他人の理屈を相手に受け入れさせること
- 納得は、「対話」を通じて、相手の内在的論理の中で「腑に落ち」、あるいは「～したい」と思って自発的に受け入れること
- 説得は一方的管理・支配と通底、だが納得を導く支援は双方向
- 「対話」というかかわり合いから、お互いが学び合い、納得できる「協働の物語」が生まれる。

“ための”と“ともに”の違い

- “ための”(for)
 - AがBの「ために」何かを「してあげる」関係
 - Aが上で、Bが下、という上下関係、一方的な関係に陥りやすい
 - 「やってあげているのだから、我慢しなさい」「・・・」
- “ともに”(with)
 - AとBが「ともに」何かを「一緒にする」関係
 - AとBは対等なパートナーの関係
 - 「これで良い？」「私は違うやり方にしてほしい」「なぜそう思うの？」「だって〇〇だから」「じゃあ・・・」

『いま・ここ』からできること

- 「どうせ」「しかたない」という「諦め」やダウンローディングな現状に、「なぜ？」という問いを発する
- 「出来ない100の理由」よりも、「出来る一つの方法論」を徹底的に考える
- 自分が何を「わかっていないか」に気づけるか？ その上で、「わかったふり」をせずに、相手「とともに」その「わからなさ」を探求できるか？
- あなたは、「どうせ」「当たり前」「仕方ない」という思考方法に「支配」されていないか？ 信用できる他者との「対話」の中から、自らの思考のリミッターや限界を超えるために、どう「枠組みを作りかえる」か？

「枠組み外し」とは何か？

『枠組み外しの旅—「個性化」が変える福祉社会』（青灯社）



- 「どうせ」「しかたない」というフレーズは、自らの潜在能力の最大化にとって最大の「蓋」であり、「呪縛」
- 「どうせ」「しかたない」とわかった振りをせず、なぜ「しかたない」とされるのか、本当に変容可能性はないのか、どうすれば変える事が可能なのか、を徹底的に考え続けること

開かれた対話性(Open Dialogicity)

- **話すと聴く、を分ける**
 - 聴いてる途中で、口を挟もうとしませんか？
- **不確実性への耐性**
 - ある程度の見通しに当てはめようとしてませんか？
- **他者の他者性を大切にする**
 - 相手の事を「知ったかぶり」していませんか？
- **ポリフォニー(多声性)**
 - 相手と違う意見を無理にまとめようとしてませんか？
- **関係性の中での心配事**

○事例検討ワークショップ

「対話の時代～」主役として生きる“を支える～」

竹端 寛 氏

(兵庫県立大学 環境人間学部 准教授)

